

報告第2号

委任専決処分をしたものについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月28日提出

養父市長 広瀬 栄

専決番号	専決年月日	専決事項	内容等
第1号	令和4年1月7日	損害賠償の額を定め和解することについて	(内容) 令和3年11月21日、養父市大屋町中間741番地先で発生した公用車の事故についての物的損害 (損害賠償の額) 154,000円 (過失割合) 市 100% 相手方 0% (相手方) [Redacted] [Redacted]